



山梨労働局発表  
平成27年1月15日

担	山梨労働局労働基準部監督課
	監督課長 上条 訓之
当	監察監督官 太田良雅美
	電話 055-225-2853

## 「働き方改革」について協力要請を行います

山梨労働局(局長 三浦宏二)では、1月9日、山梨労働局に「働き方改革推進本部」を設置し、山梨県内企業の「働き方改革」の実現に向けた取組を推進することとしたところです。

今般、山梨労働局長が、山梨県経営者協会を訪問し、傘下企業等に対する所定外労働時間の削減、休暇の取得促進をはじめとした「働き方改革」について文書にて協力要請を行います。

なお、山梨県経営者協会以外の事業主団体及び労働組合等についても順次要請を行う予定です。

- 1 日時  
平成27年1月19日(月)14時00分~14時30分(予定)
- 2 場所  
山梨県経営者協会事務局  
(山梨県甲府市中央4-12-21 甲府法人会館2階)
- 3 出席者  
・山梨県経営者協会会長 ほか  
・山梨労働局長、労働基準部長、職業安定部長、雇用均等室長、監督課長
- 4 報道関係者の登録について  
多くの報道の方に取材をお願いしたいと思いますが、取材を希望される場合は、平成27年1月16日(金)12:00までに右上の連絡先(山梨労働局監督課)まで御連絡をお願いいたします。  
当日、報道関係者の方にも要請文写しを配付します。

# 山梨労働局・働き方改革推進本部 (平成27年1月9日設置)

## (目的)

長時間労働や転勤を一律の前提とする雇用管理を見直す「働き方改革」を実現するため、企業トップへの働きかけや気運の醸成を図ることにより、働き方改革の実現に向けた取組のさらなる強化を図る。

## (構成員)

- 本部長 山梨労働局長
  - 副本部長 労働基準部長
  - 本部員 職業安定部長、雇用均等室長、監督課長、その他本部長が指名した者
- ※事務局は監督課に設置。第1回目会議は1月13日に開催。

## 〈協力要請・連携〉

- ・ 山梨県
- ・ 山梨県内市町村
- ・ 事業主団体
- ・ 労働団体

等

## 〈実施内容〉

- ① 労働局長、労働基準部長による企業経営陣への働きかけ（仕事の進め方の見直しによる時短など）
- ② 地方自治体、労使団体等との連携による働き方の見直しに向けた地域全体における気運の醸成（年次有給休暇の取得促進など）
- ③ 山梨県内企業における取組事例を山梨労働局ホームページや「働き方・休み方改善」ポータルサイト等に掲載する等の情報の発信

## 「地方創生」につなげる

- ・ 仕事と生活の調和を図ることができる環境の整備
- ・ 地域の特性を生かした、魅力ある就業の機会の創出

企業の自主的な働き方の見直しを推進